

議案第 21 号 令和 7 年度 守 口 市 一 般 会 計 予 算

議案第 22 号 令和 7 年度 守口市特別会計国民健康保険事業予算

議案第 23 号 令和 7 年度 守口市特別会計後期高齢者医療事業予算

議案第 24 号 令和 7 年度 守口市特別会計介護保険事業予算

議案第 25 号 令和 7 年度 守口市特別会計公共用地先行取得事業予算

令和7年度 守口市一般会計予算

令和 7 年度 守口市 一般会計 予算

令和 7 年度守口市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 79,400,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月19日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 市税		23,770,378
	1 市民税	10,208,489
	2 固定資産税	9,541,826
	3 軽自動車税	186,656
	4 市たばこ税	1,115,420
	5 事業所税	773,992
	6 都市計画税	1,943,995
2 地方譲与税		218,000
	1 地方揮発油譲与税	48,000
	2 自動車重量譲与税	153,000
	3 森林環境譲与税	17,000
3 利子割交付金		45,000
	1 利子割交付金	45,000
4 配当割交付金		200,000
	1 配当割交付金	200,000
5 株式等譲渡所得割交付金		268,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	268,000
6 法人事業税交付金		410,000
	1 法人事業税交付金	410,000
7 地方消費税交付金		3,369,000
	1 地方消費税交付金	3,369,000
8 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
9 環境性能割交付金		63,000
	1 環境性能割交付金	63,000
10 地方特例交付金		130,976

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 地方特例交付金	1 2 5, 0 0 0
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	5, 9 7 6
11 地方交付税		9, 2 5 4, 0 0 0
	1 地方交付税	9, 2 5 4, 0 0 0
12 交通安全対策特別交付金		1 9, 0 0 0
	1 交通安全対策特別交付金	1 9, 0 0 0
13 分担金及び負担金		9 7 5, 1 0 9
	1 負担金	9 7 5, 1 0 9
14 使用料及び手数料		7 6 3, 6 7 4
	1 使用料	5 2 2, 0 5 6
	2 手数料	2 4 1, 6 1 8
15 国庫支出金		2 1, 9 6 5, 6 3 1
	1 国庫負担金	1 9, 5 8 8, 8 0 2
	2 国庫補助金	2, 3 4 3, 9 1 3
	3 委託金	3 2, 9 1 6
16 府支出金		6, 4 1 4, 9 6 5
	1 府負担金	5, 0 8 6, 0 1 1
	2 府補助金	9 1 8, 1 7 9
	3 委託金	4 1 0, 7 7 5
17 財産収入		5 9 2, 8 2 5
	1 財産運用収入	2 5 3, 2 2 8
	2 財産売払収入	3 3 9, 5 9 7
18 寄附金		2 5 0, 2 4 0
	1 寄附金	2 5 0, 2 4 0

(単位：千円)

款	項	金 額
19 繰入金		2, 1 1 1, 2 7 3
	1 繰入金	2, 1 1 1, 2 7 3
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		1, 2 9 2, 3 2 7
	1 延滞金及び過料	4 0, 0 0 0
	2 市預金利子	5 3 8
	3 貸付金元利収入	6, 0 3 0
	4 収益事業収入	4 2 4, 0 5 9
	5 受託事業収入	1 7 8, 9 0 0
	6 雑入	6 4 2, 8 0 0
22 市債		7, 2 8 6, 6 0 0
	1 市債	7, 2 8 6, 6 0 0
歳 入	合 計	7 9, 4 0 0, 0 0 0

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 議会費		3 8 1, 3 5 4
	1 議会費	3 8 1, 3 5 4
2 総務費		7, 6 7 4, 0 9 2
	1 総務管理費	6, 4 3 8, 9 1 2
	2 徴税費	5 1 6, 2 5 7
	3 戸籍住民基本台帳費	4 4 3, 6 2 0
	4 選挙費	1 0 4, 6 9 3
	5 統計調査費	1 4 8, 9 6 9
	6 監査委員費	2 1, 6 4 1
3 民生費		4 3, 3 3 3, 5 1 9
	1 社会福祉費	1 7, 3 4 8, 7 1 3
	2 児童福祉費	1 5, 5 6 7, 6 1 9
	3 生活保護費	1 0, 4 1 2, 4 7 0
	4 災害救助費	4, 7 1 7
4 衛生費		4, 7 8 2, 2 8 1
	1 保健衛生費	2, 6 1 2, 0 9 4
	2 清掃費	2, 1 6 1, 0 3 9
	3 上水道費	9, 1 4 8
5 産業費		1 0 1, 8 4 8
	1 農業費	4 3, 4 6 3
	2 商工費	5 8, 3 8 5
6 土木費		3, 7 9 6, 1 2 2
	1 土木管理費	3 8 2, 6 6 9
	2 道路橋りょう費	8 1 6, 4 9 5
	3 都市計画費	2, 5 1 9, 9 2 2
	4 住宅費	7 7, 0 3 6

(単位：千円)

款	項	金 額
7 消防費		2, 6 1 3, 3 9 1
	1 消防費	2, 6 1 3, 3 9 1
8 教育費		1 2, 0 7 9, 5 5 2
	1 教育総務費	1, 7 2 3, 8 5 5
	2 小学校費	8, 7 3 2, 9 7 0
	3 中学校費	1, 2 7 3, 8 5 1
	4 幼稚園費	4 0, 4 4 4
	5 社会教育費	3 0 8, 4 3 2
9 災害復旧費		1
	1 災害復旧費	1
10 公債費		4, 6 0 7, 8 4 0
	1 公債費	4, 6 0 7, 8 4 0
11 予備費		3 0, 0 0 0
	1 予備費	3 0, 0 0 0
歳 出	合 計	7 9, 4 0 0, 0 0 0

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 教育費	1 小学校費	八雲中学校区義務教育学校建設工事	5,811,299 ^{千円}	令和7年度	1,311,614 ^{千円}
				令和8年度	4,499,685
1 教育費	2 中学校費	八雲中学校区義務教育学校建設工事	2,970,111	令和7年度	639,830
				令和8年度	2,330,281

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
議 会 音 声 デ ー タ 反 訳 業 務 委 託 事 業	令和8年度まで	2,068 千円
市 長 車 運 行 管 理 業 務 委 託 事 業	令和10年度まで	18,414 千円
工 事 検 査 補 助 業 務 委 託 事 業	令和9年度まで	6,292 千円
情 報 セ キ ュ リ テ ィ 研 修 支 援 及 び 外 部 監 査 業 務 委 託 事 業	令和9年度まで	5,896 千円
指 定 金 融 機 関 窓 口 等 業 務 委 託 事 業	令和15年度まで	264,000 千円
守口市コミュニティセンター指定管理事業（追加分）	令和9年度まで	64,777 千円
消 費 生 活 セ ン タ ー 相 談 業 務 委 託 事 業	令和8年度まで	19,808 千円
特 定 計 量 器 定 期 検 査 業 務 委 託 事 業	令和8年度まで	4,912 千円
L E D 防 犯 灯 借 上 事 業	令和18年度まで	263,842 千円
生 活 困 窮 者 自 立 相 談 支 援 事 業 等 業 務 委 託 事 業	令和12年度まで	241,943 千円
第4次守口市障がい者計画、第8期守口市障がい 福祉計画及び第4期守口市障がい児福祉計画 策 定 支 援 業 務 委 託 事 業	令和8年度まで	4,200 千円

事 項	期 間	限 度 額
守口市老人福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託事業	令和8年度まで	4,400 千円
被保護者就労支援事業等業務委託事業	令和12年度まで	179,531 千円
資産等調査業務委託事業	令和10年度まで	46,739 千円
診療報酬明細書等点検等業務委託事業	令和12年度まで	19,220 千円
新型コロナワクチン窓口・内部事務等業務委託事業	令和11年度まで	57,545 千円
システム標準化窓口・内部事務等業務委託事業	令和11年度まで	93,252 千円
分別基準適合物再商品化事業	令和8年度まで	2,066 千円
道路台帳管理システム構築等業務委託事業	令和10年度まで	18,621 千円
工事管理用タブレット端末導入・運用事業	令和11年度まで	1,864 千円
工事管理用システム導入・運用事業	令和11年度まで	548 千円
大阪モノレール新駅設置に係る整備費負担金	令和8年度まで	854 千円

事 項	期 間	限 度 額
守 口 市 公 園 施 設 等 包 括 管 理 業 務 委 託 事 業 （ 追 加 分 ）	令和10年度まで	31,538 千円
土 曜 日 学 習 事 業	令和9年度まで	124,338 千円
英 語 指 導 助 手 （ A E T ） 派 遣 事 業	令和10年度まで	84,852 千円
八 雲 中 学 校 区 義 務 教 育 学 校 建 設 工 事 監 理 業 務 委 託 事 業	令和8年度まで	126,770 千円
さ く ら 小 学 校 校 舎 増 築 工 事 監 理 業 務 委 託 事 業	令和8年度まで	11,078 千円
さ く ら 小 学 校 校 舎 増 築 工 事	令和8年度まで	273,834 千円
児 童 ・ 生 徒 尿 検 査 業 務 委 託 事 業	令和10年度まで	10,865 千円
検 診 器 具 滅 菌 消 毒 業 務 委 託 事 業	令和10年度まで	6,467 千円

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	資金区分	借入条件				
				利率	償還期間	据置期間	償還方法	その他
庁舎整備事業費債	千円 112,400	普通貸借又は証券発行	政府・銀行その他	%以内 7.0 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率を見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	年以内 10	年以内 2	半半年満 年年賦期 年賦元一 元元利括 利金均等償 均等償還 償償還 還還	市財政その他の都合により、償還期間及び据置期間を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は借換えることができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。 なお、借入先の都合その他により起債前借又は翌年度に繰越して借入れることができる。
市民体育館整備事業費債	11,300				15	2		
地区コミュニティセンター整備事業費債	790,900				20	3		
社会福祉施設整備事業費債	42,600				10	2		
認定こども園等整備助成事業費債	33,000				20	3		
児童クラブ室整備事業費債	46,400				20	3		
市民保健センター整備事業費債	21,400				20	3		
ごみ処理施設整備事業費債	87,900				20	3		
廃棄物等大阪湾広域処分場建設事業費債	4,700				20	3		
上水道事業出資債	6,000				30	5		
街路築造事業費債	35,300				20	3		
公園築造事業費債	242,400				20	3		
道路整備事業費債	187,800				20	3		
消防施設整備事業費債	59,600				20	3		
防災設備整備事業費債	120,000				20	3		
防災施設整備事業費債	8,900				10	2		
義務教育施設整備事業費債	5,149,800				25	3		
守口市立図書館整備事業費債	2,500				15	2		
公共施設等除却特例債	323,700				10	1		

令和7年度 守口市特別会計国民健康保険事業予算

令和 7 年度守口市特別会計国民健康保険事業予算

令和 7 年度守口市の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,223,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 19 日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険料		2, 6 2 9, 6 4 7
	1 国民健康保険料	2, 6 2 9, 6 4 7
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 使用料及び手数料		1, 1 9 0
	1 手数料	1, 1 9 0
4 府支出金		9, 8 8 0, 4 6 1
	2 府補助金	9, 8 8 0, 4 6 1
5 財産収入		6, 9 3 7
	1 財産運用収入	6, 9 3 7
6 繰入金		1, 6 4 6, 1 0 1
	1 繰入金	1, 6 4 6, 1 0 1
7 諸収入		5 8, 6 6 3
	1 延滞金、加算金及び過料	4 5, 0 2 9
	2 市預金利子	1
	3 雑入	1 3, 6 3 3
歳 入	合 計	1 4, 2 2 3, 0 0 0

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		3 3 6, 7 3 5
	1 総務管理費	3 2 7, 2 1 2
	2 徴収費	9, 0 9 4
	3 運営協議会費	4 2 9
2 保険給付費		9, 6 8 3, 7 8 5
	1 療養諸費	8, 2 7 4, 4 0 7
	2 高額療養諸費	1, 3 1 0, 6 6 0
	3 移送費	5 0
	4 出産育児諸費	6 4, 5 2 8
	5 葬祭諸費	1 1, 2 0 0
	6 任意給付費	2 2, 9 4 0
3 国民健康保険事業費納付金		3, 9 7 8, 4 1 0
	1 医療給付費分	2, 8 1 6, 9 3 7
	2 後期高齢者支援金等分	8 4 2, 8 6 7
	3 介護納付金分	3 1 8, 6 0 6
4 保健事業費		1 7 6, 5 1 1
	1 特定健康診査等事業費	7 5, 9 9 6
	2 保健事業費	1 0 0, 5 1 5
5 基金積立金		6, 9 3 7
	1 基金積立金	6, 9 3 7
6 公債費		1, 0 0 0
	1 公債費	1, 0 0 0
7 諸支出金		3 6, 6 2 2
	1 償還金及び還付加算金	3 6, 6 2 2
8 予備費		3, 0 0 0
	1 予備費	3, 0 0 0
歳 出	合 計	1 4, 2 2 3, 0 0 0

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国 民 健 康 保 険 シ ス テ ム 改 修 業 務 委 託 事 業	令和8年度まで	20,262 千円

令和 7 年度 守口市特別会計後期高齢者医療事業予算

令和 7 年度守口市特別会計後期高齢者医療事業予算

令和 7 年度守口市の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,818,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 19 日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1, 9 6 3, 0 9 9
	1 後期高齢者医療保険料	1, 9 6 3, 0 9 9
2 使用料及び手数料		8 2
	1 手数料	8 2
3 繰入金		8 2 1, 6 4 3
	1 一般会計繰入金	8 2 1, 6 4 3
4 繰越金		3 2, 2 0 0
	1 繰越金	3 2, 2 0 0
5 諸収入		9 7 6
	1 雑入	4 9 1
	2 延滞金、加算金及び過料	4 8 5
歳 入	合 計	2, 8 1 8, 0 0 0

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		2, 8 1 0, 8 0 0
	1 総務管理費	1 0 6, 2 0 6
	2 後期高齢者医療広域連合納付金	2, 7 0 4, 5 9 4
2 諸支出金		4, 2 0 0
	1 償還金及び還付加算金	4, 2 0 0
3 予備費		3, 0 0 0
	1 予備費	3, 0 0 0
歳 出	合 計	2, 8 1 8, 0 0 0

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後 期 高 齢 者 医 療 シ ス テ ム 改 修 業 務 委 託 事 業	令和8年度まで	1,716 千円

令和7年度 守口市特別会計介護保険事業予算

令和 7 年度守口市特別会計介護保険事業予算

令和 7 年度守口市の特別会計介護保険事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,054,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 地域支援事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 19 日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 介護保険料		3, 7 1 3, 3 6 0
	1 介護保険料	3, 7 1 3, 3 6 0
2 使用料及び手数料		1, 3 7 6
	1 手数料	1, 3 7 6
3 国庫支出金		4, 2 3 6, 2 9 6
	1 国庫負担金	3, 1 9 2, 7 0 1
	2 国庫補助金	1, 0 4 3, 5 9 5
4 支払基金交付金		4, 6 6 3, 6 2 9
	1 支払基金交付金	4, 6 6 3, 6 2 9
5 府支出金		2, 4 6 9, 7 3 8
	1 府負担金	2, 3 6 0, 3 1 4
	2 府補助金	1 0 9, 4 2 4
6 財産収入		1, 3 0 2
	1 財産運用収入	1, 3 0 2
7 繰入金		2, 9 6 5, 3 2 8
	1 一般会計繰入金	2, 9 6 5, 3 2 8
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		2, 9 7 0
	1 延滞金、加算金及び過料	5 0
	2 雑入	2, 9 2 0
歳 入	合 計	1 8, 0 5 4, 0 0 0

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		5 0 5, 4 3 0
	1 総務管理費	3 8 7, 9 7 6
	2 介護認定審査会費	1 1 7, 4 5 4
2 保険給付費		1 7, 0 8 6, 1 9 3
	1 保険給付費	1 7, 0 8 6, 1 9 3
3 地域支援事業費		4 3 5, 8 2 4
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1 5 9, 6 6 5
	2 一般介護予防事業費	2 6, 8 4 4
	3 包括的支援事業・任意事業費	2 4 9, 3 1 5
4 基金積立金		1, 3 0 2
	1 基金積立金	1, 3 0 2
5 公債費		7, 0 0 0
	1 公債費	7, 0 0 0
6 諸支出金		1 5, 2 5 1
	1 償還金及び還付加算金	1 5, 2 5 1
7 予備費		3, 0 0 0
	1 予備費	3, 0 0 0
歳 出	合 計	1 8, 0 5 4, 0 0 0

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介 護 保 険 関 係 帳 票 作 成 及 び 封 入 封 緘 業 務 委 託 事 業	令和8年度まで	16,744 千円

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	資金区分	借入条件				
				利率	償還期間	据置期間	償還方法	その他
街路築造事業費債	千円 479,700	普通貸借又は証券発行	政府・銀行その他	%以内 7.0 (ただし、 直し地方公共団体の金融機関を通じては、当該見直し後の利率) （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び	年以内 2	年以内 2	半半年満 年年賦期 元元一 利金均括 均均等償 等償償還 償償還	市財政その他の都合により、償還期間及び据置期間を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は借換えることができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。 なお、借入先の都合その他により起債前借又は翌年度に繰越して借入れることができる。

令和 7 年度 守口市特別会計公共用地先行取得事業予算

令和 7 年度守口市特別会計公共用地先行取得事業予算

令和 7 年度守口市の特別会計公共用地先行取得事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 486,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、486,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 繰入金			6, 3 0 0
	1 繰入金		6, 3 0 0
2 市債			4 7 9, 7 0 0
	1 市債		4 7 9, 7 0 0
歳 入	合 計		4 8 6, 0 0 0

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 用地取得費		4 7 9, 8 4 7
	1 用地取得費	4 7 9, 8 4 7
2 公債費		6, 0 5 3
	1 公債費	6, 0 5 3
3 予備費		1 0 0
	1 予備費	1 0 0
歳出	合計	4 8 6, 0 0 0